



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年8月8日金曜日 第634号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可……………（市町振興課）… 601
- 救急病院の協力申出……………（医療対策課）… 601
- 落札者等の告示……………（子育て支援課）… 601
- 解除予定保安林……………（森林整備課）… 601
- 三島川之江港港湾計画の変更の概要……………（港湾海岸課）… 602
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 602

公営企業公告

- 愛媛県立病院統合医療情報システム導入事業……………（公営企業管理局県立病院課）… 602

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第759号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

令和7年8月8日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

登録ヘルパー派遣事業所の設置及び管理運営に関する事務（特別養護老人ホームに併設するものに限る。）を廃止

(2) 規約の変更事項

上記の事務の変更並びに消防施設等の建設費及び管理運営費に係る分賦金割合の新設に伴う所要の改正

2 変更年月日

(1) 事務の変更年月日

令和7年7月31日

(2) 規約の変更年月日

令和7年7月31日

3 変更許可年月日

令和7年7月31日

○愛媛県告示第760号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和7年8月8日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	久万高原町	令和10年7月31日まで

○愛媛県告示第761号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年8月8日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務一式	愛媛県保健福祉部生きが推進局子育て支援課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年6月11日	伊予鉄総合企画株式会社 松山市三番町四丁目9番地5	119,999,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。
令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務一式	愛媛県保健福祉部生きが推進局子育て支援課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年6月18日	朝日建設株式会社 松山市太山寺町964番地	179,399,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第762号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律

第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年8月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市勝岡町乙935の172
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第763号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、三島川之江港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和7年8月8日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要（平成7年2月愛媛県告示第148号）によりその概要を告示した三島川之江港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

その他の計画

小型船だまり計画

地区名	港 湾 施 設
金 子	防波堤

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第764号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年8月8日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7中局建（開）第19号 令和7年7月29日	伊予市下吾川字柳33番1、34番1、34番3、34番6、83番6、33番1・34番1・34番3・34番6・83番6北側地先水路	松山市東石井六丁目3番11号 株式会社松井建設

公営企業公告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和7年8月8日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 事業概要

- (1) 事業名
愛媛県立病院統合医療情報システム導入事業（以下「本事業」という。）
- (2) 事業内容
愛媛県立病院統合医療情報システム導入事業プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和15年7月31日まで

2 参加資格及び評価項目

- (1) 技術提案書の提出者の構成
ア 技術提案書の提出者（以下「提出者」という。）は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独の法人又は複数の法人のグループとする。
イ 提出者が複数の法人のグループである場合は、提出者を構成する法人の中から、技術提案書の提出手続を主体的に行う1法人を定めること。
- (2) 技術提案書の提出者に必要な資格
次の事項に該当するもの。ただし、提出者が複数の法人のグループである場合は、提出者を構成する全ての法人がアからオまでに該当し、いずれかの法人がカに該当していればよい

ものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- イ 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、参加資格要件確認申請書の提出の期限の日から技術提案書の提出の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にないものであること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- エ 技術提案書の提出の期限の日前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。
- カ 令和元年度から令和6年度までの間に、日本国内において500床以上の一般病床を有する病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を有する者であ

ること。

(3) 技術提案書を特定するための評価項目

ア システム性能

包括的基本要件、ソフトウェア要件、ハードウェア要件及びネットワーク要件に関する提案の妥当性

イ 提案概要

県立病院の業務の効率化及び質の向上等に関する提案の有効性

ウ 事業コスト

本事業に係るコストの経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県公営企業管理局県立病院課指導係

〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階

電話番号 (089)912-2813

(2) 募集要項の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和7年8月8日（金）から8月22日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加資格要件確認申請書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和7年8月22日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参により提出すること。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和7年9月26日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県公営企業管理局県立病院課指導係

〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階

電話番号 (089)912-2813

(4) その他

詳細は、募集要項による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Project of Hospital Information System for the Ehime Prefectural Hospitals, 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 22 August 2025

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 26 September 2025

(3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Prefectural Hospital Division, Ehime Prefectural Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F, 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan TEL 089-912-2813